

## 地域 ESD 活動推進拠点（地域 ESD 拠点）登録要綱

## ESD 活動支援センター

（目的）

## 第 1 条

この要綱は、ESD 活動支援センター（以下「全国センター」）が地方 ESD 活動支援センター（以下「地方センター」）との連携のもとに行う地域 ESD 活動推進拠点（以下「地域 ESD 拠点」）の登録に関わる手続き等について定めるものである。

（登録の趣旨）

## 第 2 条

全国センターは、さらなる ESD の推進（ESD の深まり、ESD の広がり）に資するよう、全国センター及び地方センターのパートナーとして ESD 活動を支援・推進する役割を担う組織・団体を、地域 ESD 拠点として登録する。

（登録要件）

## 第 3 条

地域 ESD 拠点は、その登録に際し、以下の登録要件を満たすことが求められる。

- (1) ESD 推進ネットワークの趣旨に賛同し、全国センターが規定する地域 ESD 拠点としての行動規範（別紙 1）を遵守することにより、地域 ESD 拠点として適切に活動できること。
- (2) 公共性・公平性を損なうことなく ESD の推進に資する支援が提供できること。
- (3) 全国センターが実施する年次アンケート等に協力できること。
- (4) 反社会的な活動、その他、ESD 推進ネットワークの趣旨に反する活動を行わないこと。

（登録手続き）

## 第 4 条

地域 ESD 拠点の登録は、以下の（1）～（3）に示す手続きにより行う。

- (1) 地域 ESD 拠点として登録を希望する組織・団体（申請者）は、全国センター又は地方センターから登録申込書（別紙 2）を取得し、必要事項を記載して関係資料とともに全国センターに提出する。
- (2) 全国センターは、登録申込書の記載内容及び関係資料から、申請者が第 3 条の登録要件を満たしていることの確認を行う。その際、必要に応じて申請者に登録申込書の記載内容について照会することがあり得る。
- (3) 全国センターは、上記（2）のプロセスを経た後、申請者に登録の可否を文書にて連絡する。登録する場合には、申請者を地域 ESD 拠点リストに掲載し、申請者の地域 ESD 拠点としての情報とともに公開する。

(登録の取消し)

#### 第5条

全国センターは、次のいずれかに該当する場合には、当該組織・団体の地域 ESD 拠点としての登録を取り消すことができる。

- (1) 当該組織・団体から登録の取り消しの申し出があった場合
- (2) 登録事項に虚偽の記載が確認された場合
- (3) 登録要件に違反した場合
- (4) 地域 ESD 拠点としての行動規範から著しく逸脱する活動、その他、ESD 推進ネットワークの信用を失墜させる活動が確認された場合

(地域 ESD 拠点に対する年次アンケート)

#### 第6条

全国センターは、ESD 推進ネットワークの推進に資するため、地域 ESD 拠点リストに掲載されたすべての地域 ESD 拠点を対象とする年次アンケートを毎年度実施する。

2 年次アンケートには、以下の内容を含むものとする。

- (1) 登録情報の更新に関すること
- (2) 当該年度の活動及び支援実績に関すること
- (3) 全国センター・地方センターへの要望
- (4) ESD 推進ネットワークの進展の状況に関すること
- (5) その他

3 全国センターはアンケート結果を地方センターと共有するとともに、結果を取りまとめて公開するものとする。アンケート結果の公開に際しては、アンケートで得られた個別の組織・団体の情報は、上記(1)以外は原則として開示しない。

(環境省担当官との協議)

#### 第7条

全国センターは、地域 ESD 拠点の登録に関し、当要綱に規定されていない事項等が生じた場合には、必要に応じ環境省担当官と協議するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成 29 年 10 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日に改訂し、施行する。

(別紙 1)

### 地域 ESD 活動推進拠点（地域 ESD 拠点）としての行動規範

地域 ESD 活動推進拠点（地域 ESD 拠点）は、ESD 推進ネットワークの趣旨に賛同して、ESD 活動支援センター（全国・地方）の重要なパートナーとして以下の行動規範に従って活動するものとする。

1. 地域の課題、社会の課題の解決に向けて、多様な主体と連携する。
2. ESD を推進することが、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に直接・間接に貢献するものであるとの認識を踏まえ、活動に取り組む。
3. 活動にあたっては、反社会的活動・公序良俗に違反する行為は行わない。
4. 公共性・公平性の確保を原則とし、特に、営利を主目的とする活動、特定の政治的あるいは宗教的な思想・信条などの宣伝・広報を主目的とする活動は行わない。
5. その他、ESD 推進ネットワークの趣旨に反する活動は行わない。

この行動規範は組織・団体が地域 ESD 拠点として活動する際の原則を示すものであり、組織・団体及びこれらに所属する個人の活動に制限を加えるものではありません。

申込日 平成 年 月 日

1. (5) で選択した公開できない情報以外は、地域ESD拠点リストに公開する項目となります。

1. 組織・団体概要

(1) 名称 \*ウェブ公開時、地域ESD拠点リスト及び各地域ESD拠点詳細ページに掲載されます。略称を含めることも可能です。

Blank text box for Name

正式名称 \*上記名称と異なる場合のみご記入ください。ウェブ公開時、各地域ESD拠点詳細ページに掲載されます。

Blank text box for Formal Name

英語名称 \*英語名称がある場合のみご記入ください。

Blank text box for English Name

(2) 設立年月 年 月

(3) 代表者職名 代表者氏名

(4) 連絡先 (公開できない情報は、各項目左側のワケ内に×(ばつ印)をご記入ください。ただし、電話番号とEメールのどちらかは必ず公開できるようにしてください。)

Table with 2 columns: Contact info (所在地, 電話番号, 担当者所属・氏名, Eメール, ファックス番号) and a blank column for input.

(5) 組織・団体の活動内容 (組織・団体の活動の概要がわかるウェブサイトのURLをご記入ください。ウェブサイトがない場合は、組織・団体概要、活動内容のわかる資料を登録申込書に添付してください。)

URL

(6) 組織・団体種別 (別表の1~42の中からひとつだけ選択して、左側のワケ内に番号をご記入ください。また、「具体的に:」は、次のいずれかを選択した場合のみご記入ください。⇒16, 23, 28, 36, 41, 42)

(具体的に: )

(7) 組織・団体の活動地域・範囲 (以下の1~5の中から主要なものをひとつだけ選択して、左側のワケ内に○(丸印)をご記入ください。)

Table with 2 columns: Activity area (1 市区町村区域, 2 都道府県の範囲, 3 広域, 4 全国, 5 その他) and a blank column for input.

(8) 組織・団体の取り組みについて、「国連ESDの10年(2005-2014)」終了後のESDに深く関係する2つの国際アジェンダの観点からお答えください。

■組織・団体の活動分野について、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」の優先行動分野からお選びください。(以下の1~5の中から当てはまる項目すべてを選択し、各項目左側のワケ内に○(丸印)をご記入ください。)

Table with 3 columns: Activity field (1 政策的支援, 2 機関包括型アプローチ, 3 教育者, 4 ユース, 5 地域コミュニティ)

■組織・団体が取り組む課題(テーマ)について、「持続可能な開発目標(SDGs)」からお選びください。(以下の目標1~17の中から当てはまる項目すべてを選択し、各項目左側のワケ内に○(丸印)をご記入ください。)

Table with 3 columns: SDG targets (目標1 貧困をなくす, 目標2 飢餓をなくす, 目標3 健康と福祉, 目標4 質の高い教育, 目標5 ジェンダー平等, 目標6 水と衛生, 目標7 誰もが使えるクリーンエネルギー, 目標8 デイセトワークと経済成長, 目標9 産業・技術革新・社会基盤, 目標10 格差の是正, 目標11 持続可能なまちづくり, 目標12 持続可能な消費と生産, 目標13 気候変動へのアクション, 目標14 海洋資源, 目標15 陸上資源, 目標16 平和、正義、有効な制度, 目標17 目標達成に向けたパートナーシップ)

2. 支援内容・対象

(1) 支援方法 (以下の1～16の中から当てはまる項目すべてを選択し、各項目左側のワク内に○(丸印)をご記入ください。)

1 [調査・情報収集]	地域拠点としての情報収集、調査実施等
2 [活動展示・紹介]	企画展示、視察等受け入れ等
3 [施設・資材貸与]	会議室貸与、会合スペース貸与、資材貸与等
4 [活動奨励]	後援・共催・協力名義、表彰(コンテスト等)
5 [共同企画・実施]	プロジェクト等の共同企画、共同実施等
6 [政策コミュニケーション]	政策に関する学習機会提供、政策提言等
7 [広報協力]	取組事例の情報発信、イベント等の周知協力、情報編集協力等
8 [コーディネート]	関連団体の活動間の連絡・調整、利害関係者調整、ネットワーク化・協働プロセス支援等
9 [ファシリテーション]	ワークショップ等によるファシリテーション、合意形成・学習プロセス支援等
10 [情報提供]	研修等の講師紹介、会議場斡旋、関連団体・関連イベント等紹介、潜在的資金源(助成)情報提供、その他関連情報提供等
11 [資源提供]	人材育成(研修・インターン受入れ)・人材提供(講師派遣)、物品供与(教材提供、その他ESD関連ツール提供)、直接的資金提供等
12 [機会提供]	交流機会提供(協議会開催、全国/地方フォーラム開催)等
13 [相談対応・助言(活動)]	活動への助言等
14 [問題解決策の提示]	教材・ツール・プログラム等の開発・普及支援、ESD活動ノウハウの提示等
15 [相談対応・助言(組織)]	組織運営への助言等
16 その他	(具体的に: )

(2) 支援対象 (以下の1～8の中から当てはまる項目すべてを選択し、各項目左側のワク内に○(丸印)をご記入ください。)

1 市民・住民・一般	2 学校教育関係者	3 社会教育関係者
4 企業・事業者	5 NGO/NPO	6 地方公共団体
7 ユース	8 その他(具体的に: )	

(3) 支援活動の概要もしくは代表的な支援活動の概要(自由記述。200字程度)

以上の記載内容は、1.(5)で選択した公開できない情報以外は、地域ESD拠点リストに公開する項目となります。

地域ESD拠点登録申込にあたっての確認事項

以下(1)～(6)についてご確認いただき、ご同意いただけましたら( )内に○(丸印)をご記入ください。	
(1)	地域ESD拠点に登録後は、ESD活動支援センター(全国センター)が規定する地域ESD拠点の行動規範に従います。
(2)	登録は、希望する場合にはいつでも辞退することができることを了承しています。
(3)	登録事項に虚偽の記載が確認された場合、登録要件に違反した場合、地域ESD拠点の行動規範から著しく逸脱する活動をした場合等には、ESD活動支援センター(全国センター)は登録を取り消す場合があることを了承しています。
(4)	地域ESD拠点に登録の際には、登録申込書に記載した内容(1.(5)で選択した公開できない情報を除く)は地域ESD拠点リストに公開されることを了承します。
(5)	地域ESD拠点に登録後、登録申込書の1.組織・団体概要に変更が生じた場合は、速やかにESD活動支援センター(全国センター)に連絡します。
(6)	ESD活動支援センター(全国センター)が実施する年次アンケートに協力することを了承します。
( ) 上記(1)～(6)に同意し、地域ESD拠点への登録を申し込みます。	

地域ESD活動推進拠点(地域ESD拠点)登録申込書は以下のメールアドレスまでお送りください。

kyoten@esdcenter.jp

別表

教育関係機関・ネットワーク	1 幼稚園
	2 小学校
	3 中学校
	4 高等学校
	5 特別支援学校
	6 小中一貫校
	7 義務教育学校
	8 中高一貫校
	9 中等教育学校
	10 専修学校
	11 フリースクール
	12 市区町村教育委員会
	13 都道府県教育委員会
	14 教育研究団体・協議会
	15 社会教育施設
	16 上記以外の教育関係機関・ネットワーク等（具体的に： _____ ）
高等教育機関・学術研究機関・ネットワーク等	17 高等専門学校
	18 大学
	19 大学以外の公的研究機関
	20 大学以外の民間研究機関
	21 国際的な研究機関
	22 学会
	23 上記以外の高等教育機関・学術研究機関・ネットワーク等（具体的に： _____ ）
（注）地方自治体教育委員会を除く	24 市区町村
	25 都道府県
	26 府省庁支分部局等
	27 独立行政法人
	28 上記以外の地方自治体・行政等（具体的に： _____ ）
NGO／NPO等 公益法人	29 公益財団法人
	30 公益社団法人
	31 一般財団法人
	32 一般社団法人
	33 認定NPO法人
	34 NPO法人
	35 法人格なし
	36 上記以外の公益法人、NGO/NPO等（具体的に： _____ ）
企業等	37 企業
	38 事業者団体・ネットワーク
	39 協同組合
	40 メディア
	41 上記以外の企業等（具体的に： _____ ）
その他	42 その他（具体的に： _____ ）
	その他（注）ESDコンソーシアム、RCE地域拠点、地域のESD協議会等はこちらを選択し、具体的にご記入ください。

地域ESD活動推進拠点（地域ESD拠点）登録申込書 補足説明

1 (9) 組織・団体の活動分野について

グローバルアクションプログラム（GAP）  
 国連ESDの10年を終え、セカンドステージを迎えたESDは、国際的にも国内的にもGAPに基づいて更なる推進が求められています。GAPは、5つの優先行動分野を提示して、各ステークホルダーに対して取り組み可能なアプローチから推進することを奨励することで、ESDのスケールアップと質の向上を目指しています。すなわち、GAPは、ESDの更なる推進に向けた「アプローチ」を示すものです。

GAPの優先行動分野	補足説明
1. 政策的支援	ESDに関する政策的支援：ESDを教育と持続可能な開発に関する国際及び国内政策へ反映させる。
2. 機関包括型アプローチ	機関包括型アプローチ（ESDへの包括的取組）：すべてのレベルと場においてESDの機関包括型アプローチを促進する。 <small>（注：GAP原文のwhole-institution approachesの文部科学省・環境省仮訳による訳語。学校の場合、学校経営方針の中に位置付け、ESDの価値観が浸透し教職員、児童生徒等に共有されていること。学校まるごとアプローチ等とも言われることもある。GAPではどのような組織・団体にも同様のことが期待されている。）</small>
3. 教育者	ESDを実践する教育者の育成：ESDのための学習のファシリテーターとなるよう、教育者、トレーナー、その他の変革を進める人の能力を強化する。
4. ユース	ESDへの若者への参加の支援：ESDを通じて持続可能な開発のための変革を進める人としての役割を担うユースを支援する。
5. 地域コミュニティ	ESDへの地域コミュニティの参加の促進：ESDを通じた地域レベルでの持続可能な開発の解決策の探求を加速する。

出典：「ESD推進ネットワークの構築に向けて」解説資料（平成29年3月、ESD活動支援センター）

1 (9) 組織・団体が取り組む課題（テーマ）について

持続可能な開発目標（SDGs）  
 持続可能な社会の構築を目指して、2015年（平成27年）にSDGsが採択され、現在その達成に向けて全世界が取り組んでいることに注目し、ESDの推進との関連で捉えることが重要とされています。SDGsは、17の目標と169のターゲットを掲げて、人類が共通で達成すべき「課題」を具体的に設定したものです。  
 このSDGsの具体的な目標により、これまでとすると包括的で分りにくいとされたESDの課題や取り組み内容が明確になり、「何のための教育」なのか「何を目指す教育」なのか分かりやすく整理されたとともに、身近な地域課題（Local Issues）への取り組みがグローバルな課題（Global Issues）の解決へとつながる道筋や指針を示すことが期待されます。  
 なお、SDGsの目標は個別に取り扱うというよりも、関連性のなかで捉えることが必要です。また、教育は、すべての目標の達成のために必要であるとの認識も重要です。

SDGs	目標
1. SDG1 （貧困をなくす）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
2. SDG2 （飢餓をなくす）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3. SDG3 （健康と福祉）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4. SDG4 （質の高い教育）	すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5. SDG5 （ジェンダー平等）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
6. SDG6 （水と衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7. SDG7 （誰もが使えるクリーンエネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
8. SDG8 （ディーセントワークと経済成長）	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
9. SDG9 （産業・技術革新・社会基盤）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10. SDG10 （格差の是正）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11. SDG11 （持続可能なまちづくり）	包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12. SDG12 （持続可能な消費と生産）	持続可能な生産消費形態を確保する。
13. SDG13 （気候変動へのアクション）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14. SDG14 （海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15. SDG15 （陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する。
16. SDG16 （平和、正義、有効な制度）	持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する。
17. SDG17 （目標達成に向けたパートナーシップ）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

注：SDGsが記載されている「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、前文、宣言と17の目標、169のターゲット等が含まれる。これらについて原文を参照することが望ましい。  
 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（外務省仮訳）  
<http://www.mofa.go.jp/mofai/files/000101402.pdf>